

羽咋市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅用リチウムイオン蓄電池システムの普及を促進するため、住宅用リチウムイオン蓄電池システム（以下「システム」という。）を設置するものに対し補助金を交付するものとし、その交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する者又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内のシステム付住宅を購入する者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していない次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住所を定めている者。

(2) 他の市町村に住所を定める者で、羽咋市において新たに住所を定める者。

2 補助金の交付の対象となるシステムは、次に掲げる全ての要件を備えることとする。

(1) リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された定置用のもの。

(2) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること。

(3) 未使用の蓄電池を使用したシステムであること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、システムの設置に関する費用のうち、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）

(2) 電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）

(3) 蓄電システム制御装置

(4) その他周辺機器（計測及び表示装置、キュービクル等）

(5) 配線・配線器具の購入、据付工事に要する費用

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、50,000円とし、羽咋市商工会が発行する地域商品券（以下「商品券」という。）で交付する。

(交付申請)

第5条 設置者は、補助を受けようとする場合は、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上補助金交付の適否を決定し、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により設置者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 設置者は補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、設置者から前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により設置者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、規則第17条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） 不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （3） その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（実績報告）

第10条 設置者は、補助事業が完了したときは、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、設置者から前条による実績報告書の提出があったときは、審査の上補助金交付額を確定し、羽咋市住宅用太陽光発電システム設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により設置者に通知するものとする。

（補助金請求）

第12条 設置者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により実績報告の提出後に、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、第4条第3項に規定する商品券の交付と引換えに、市長に住宅用太陽光発電システム設置費補助金商品券受領書（様式第8号）を提出しなければならない。

（報告等）

第13条 市長は、補助金を交付した者に対して、補助金交付年度から2年間は、システムの運転状況報告書（様式第9号）の提出を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。